

## 大阪住道線竣功概観

### 併せて野崎詣りの昔を偲ぶ

#### 大阪府道路課

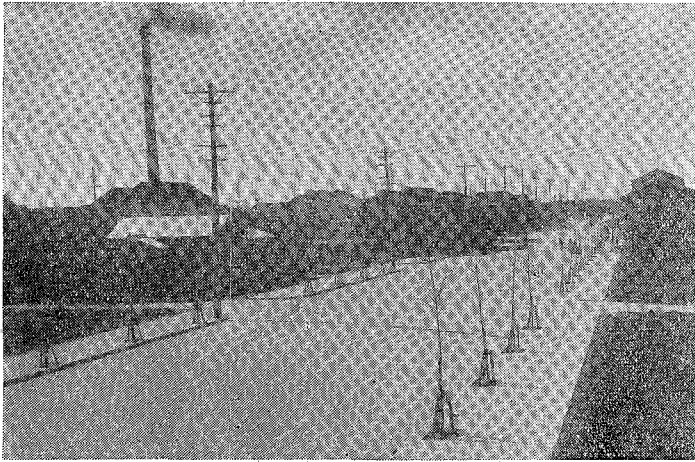
##### 一、大阪住道線の格位

大阪住道線と言へば詰らない道路の様に見える處が實は  
そゝではありません。先づ神戸より大阪に入れば淀川大橋  
を渡り其れから驀地に東すれば所謂舊澁川に差し懸り此の  
處にて三鉸橋櫻宮橋を渡る、更に直行省線貨物線と交叉し  
て程なく蒲生町の廣き交叉地點に到る此所を左折すれば大  
阪市都市計畫路線森小路大和川線に依つて國道二號線に連  
絡し京都市に到る之れが神戸より大阪市を経て京都に到る  
捷路である。然るを左せずに向を直行すれば是れ即ち最近  
竣功の大阪住道線である。

本線は北部河内と大阪市とを連結する主要幹線にして大  
正十五年六月決定の都市計畫事業大阪府十大放射路線に含  
まるゝ一線である。大阪市と住道町とを結ぶ曠野の一線な  
りと思ふは其れは餘りに淋し今し此の沿線は大阪府將來の  
工業地たるを孕んだ極めて有望なる地域にして大約本工事  
の終らんとする頃より所々に大工場が建築され又大工場建  
築用地の標柱が強く植立され幼芽の勢が陽光に映へて軟き  
地盤を押し上げ萌しつゝあるを如實に見る。

尙更に本線は昭和十二年度施行決定の事業費二十三萬五  
千六百三十三圓なる住道郡山線の改築により有効幅員九米

にて「野崎詣り」で名高き野崎観音の麓に到り東高野街道



なる柏

原八幡

線と交

又す。

其れよ

り以东

は未だ

事業の

決定を

見ざる

も引き

續き施

行の心

算にし

て生駒

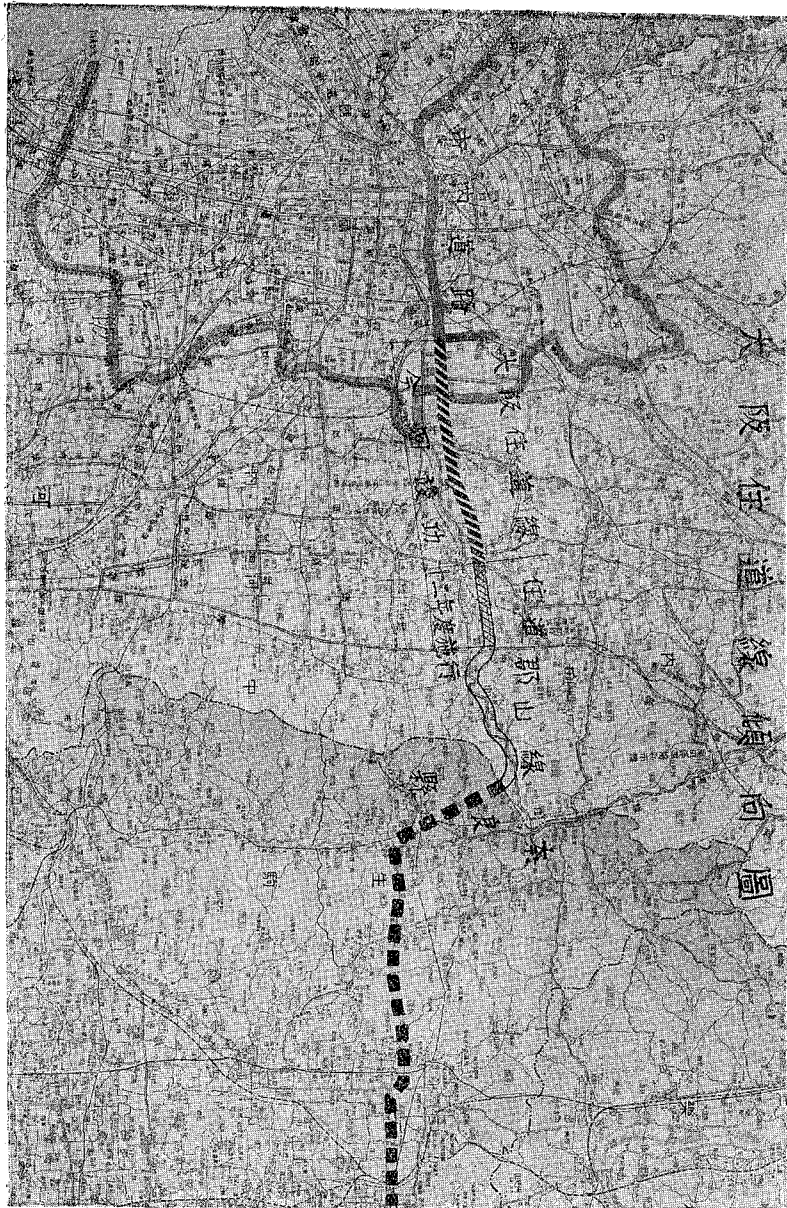
内有効幅員六米の近代道路を造設せんとするものなり竣成の曉は産業乃至探勝上樞要の地帯たること明にして又以て神戸市奈良間の最捷路となる。

### 一 舊道と野崎詣り

舊道は國道二號線を北區相生町市電片町停留所前にて分岐し省線片町停車場南方を経て往時野崎詣りの屋形船の往行したる寢屋川に沿ひ住道町に到る。其の幅員三米内外の狭少なる曲折せるもので古來奈良へ通ずる古堤街道として知られて居る。

却說野崎観音とはお染久松で名高き野崎村に建立されたる禪宗曹洞宗派に屬する名刹にして福聚山慈眼寺と稱す今を去る九百年前 一條天皇の御宇攝津難波の郷の渡口に江口の長者の言へる美妓あり或る時沈痾に罹り和洲泊瀬の觀音に參籠せし處観音の靈夢に告げて曰く野崎福聚山は施無畏大士垂跡の舊場なり此の地に於て祈願せば苦患癒ゆるならんと、直ちに此の山を尋ね全癒することを得たり此の靈驗に感激して此所に堂宇を築く全山櫻と紅葉で飾られ遠景

連翠の凹部を奈良縣生駒町に到り奈良市に通ずる大阪府管



近色の眺望に富む、地名辭書に曰く「春時堤（舊大阪住道線）を歩し又は舟を曳かしめ往來頗る雜鬧を極む野崎詣りと稱す堤上を歩行するものと川を舟に依るものと水路の客互に惡罵嘲弄嬌聲を交へて到る頼山陽も嘗て此の路を踏んで此の地に遊びしか詩に曰く「輟掉輕舟杖岸橫。兩三分隄上堤行。舟中堤上呼相答。十里菰蘆夕照明。」とあり其の情景の髣髴たるものあり、又俳聖芭蕉も此の地に參詣せられんと見え「觀音のいらかみやびやか花の雲」と讀まれん記念の句碑あり今では大阪住道線も既に出來、昭和十二年度施行の住道郡山線も出來上れば大阪より自動車を驅つて僅かに二十分餘にして到る一沫寂寥の感なしとせず。

#### 一 四條磯神社參拜

住道郡山線十二年度施行の終端より柏原八幡線に因り北行一杆にして有名なる別格官幣社四條磯神社に詣ずることを得社殿は飯盛山の麓老松の間に在り河内平野を一望の中に納め模糊たる中に六甲、淡路の連山を眺む憶ふに正平二年末つ方吉野皇居に 御村上天皇の勅命を拜したる正行公

は 後醍醐天皇の御陵に別れを告げ如意輪寺の堂壁に辭世の歌を残し敵將高師直の軍八萬餘騎と此の地に戦ふ然れども武運拙なく自らは弟正時と刺しちがへ其の他宗族武将悉く殉節す神社は公の神靈を奉祀すると共に當日戦死せし和田賢秀等百四十三名の靈魂をも合祭す又攝社御妣神社は大楠公夫人命を奉齋す明治十年 明治大帝大和行幸の御砌其の世忠を追感あらせられ特に勅使を御差遣なされ忝き宣旨をさへ賜はる誠に有難き極みにして大御心の厚きに感泣潸然たるものあり。

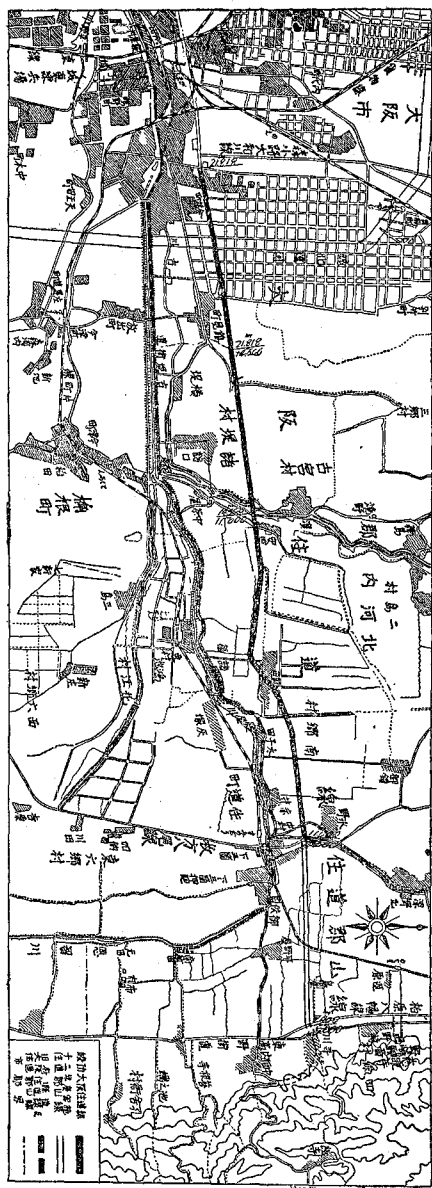
嗚呼消えし草葉の露の玉譽れは千代を照すなり今も雲井に聲するは四條磯の時鳥若木の楠の香ばしく譽れは千代を照すなり。

#### 一、新道工事概要

新道は起點を大阪市旭區蒲生町二七八番地の七に採る此の點は既に成れる大阪市都市計畫線天滿蒲生線の終點にして此の地より北河内郡住道町大字横山四番地の一に至り枚方八尾線と交叉して終る全延長七、〇八八米なり先づ起點

より鶴見町市郡界に至る一、八七五米の間は大阪府知事施行都市計畫事業區間にして總幅員二一八八一八なり内車道幅は一五米四五四にして、「トペカ」式舗裝をす歩道は各

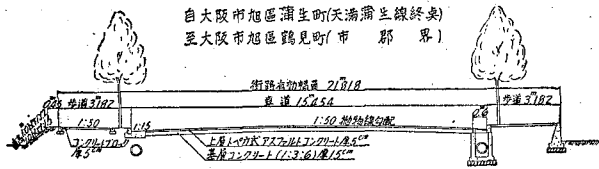
にして道路計畫當時は未だ其の開鑿なかりしが工事の進むに従ひ今福土地整理組合に於て開鑿したるにより本橋梁施工の必要生し遂に上部工を府に於て施行することとした



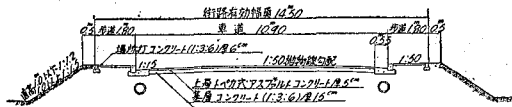
側三米一八二の幅員にして「コンクリートブロック」舗裝をなす。此の區間の中程に城東運河あり、此の運河に架する今福大橋あり、城東運河は都市計畫に屬する新開鑿運河

り、是れ其の工費が同用地費に相當するを以ての故にして下部工は大阪市に於て施行す橋長三九米九三八にして三徑間の「ゲルバー」式鋼桁橋なり幅員は前後道路と同じく

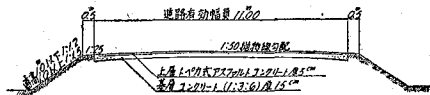
府縣道大阪住道線標準橫斷圖



自北河内郡諾理村大字積環三五'二  
至北河内郡古宮村大字浜一五'一五



自北河内郡古宮村大字浜一五'一五  
至北河内郡住道町大字横山(故方八尾線)



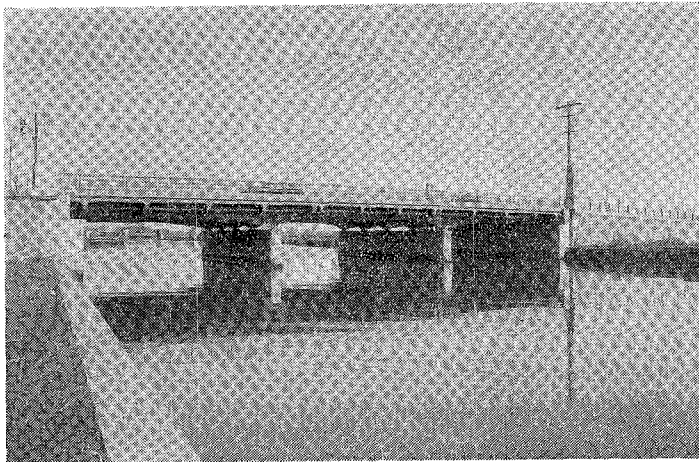
意匠乃至形態は此の附近の名橋たるに耻ぢざる品位を持つて居る。

鶴見町より先は國庫補助の失業應急事業にて施行す内鶴見町より古宮村濱地内府縣道稻田鳥飼線との交叉點に至る延長一、七二二米の間は總幅員一四米五〇にして車道一〇米九〇なり同様「トベカ」式舗裝による歩道の幅員は各々一米八〇にして場所打「コンクリート」にて目地切りとす街渠による歩車道の區別あれども街路樹の植栽なし。

更に地點に至る三、四九一米は幅員一一米にして前同様に「アスファルト・コンクリート」舗裝なり終點に寢屋川に架したる住の道大橋あり徑間二二米幅員一一米なり。

本道路は昭和六年十二月より測量に着手す最初の路線は現在線より百五十米程以南に選定せしものなりしが當時小作爭議の旺んなりし時代にて、小作民は耕地を道路敷として奪はるゝを反對理由とし土地立入禁止の制札を立て本工事の施行を猛烈に妨害したるものなり其れ等の紛議を重ねつゝある間に現在の線に大阪電氣軌道株式會社が軌道敷設

の特許を得既に單線分だけの路盤工事を終りしが時運に副



り當てて貰ひたしと希望を披瀝し府に於ても位置並に線形

はざる  
工事な  
りと感  
知し爾  
來工事  
を進め  
ざりし  
折柄の  
ことと  
て同會  
社は之  
れを大  
阪住道  
線の道  
路に振

に於て寧ろ優位であり申し出での時宜に適切なるを認め且つ補償額も相當なりと判斷し買收することに決定せり其の時の契約書案は次の如し。

### 賣主

### 買主

右當事者間ニ於テ末尾記載ノ土地及工作物ニ付左ノ條項ニ依リ之ガ賣買契約ヲ締結ス

第一條 賣主ハ土地及工作物ヲ代金拾壹萬六千四百五拾五圓貳拾錢也ヲ以テ買主ニ賣渡スモノトス

第二條 土地及工作物ハ昭和八年五月二十日賣主ニ於テ之ヲ買主ニ引渡スモノトス

第三條 賣主ハ土地及工作物ヲ買主ニ於テ内務省所屬ノ道路敷ニ所有權移轉ノ登記囑託ヲナスニ必要ナル一切ノ關係書類ヲ買主ニ提供スルモノトス

第四條 賣買代金ハ前條登記完了ノ上買主ヨリ支拂フモノトス其ノ支拂時期ニ付テハ別途當事者間ニ於テ協定ス

第五條 賣主ハ本契約ニ依リ賣買スヘキ土地ニ關スル部分

ノ特許ヲ受ケタル軌道敷ノ廢止其ノ他軌道法上ノ一切ノ手續及地元民トノ間ニ生ズル一切ノ案件及土地及工作物ノ上ニ存スル權利ハ自己ノ責任ト負擔ヲ以テ之ヲ解決又ハ解除スルモノトス

第六條 土地及工作物ニ對スル一切ノ公課其ノ他ハ所有權移轉登記完了ニ至ル迄ハ賣主ニ於テ負擔スルモノトス

第七條 買主ハ工事ノ都合ニ依リ買受土地ヲ増減スルコトアルヘシ此ノ場合ハ其ノ類地單價ヲ以テ賣買代金ヲ増減スルモノトス

右賣買契約ヲ證スル爲メ本證書貳通ヲ作製シ各記名捺印ノ上各其ノ壹通ヲ保存スルモノトス

次に工事施工上につきて述べれば此の附近は河内平野にして坦々たる起伏殆んどなき一面なり古へは南河内の北部から北河内の南部に向つては金剛山脈に沿ひたる陥落地帯をなし住道の東の方は當時深野池と稱し大なる入江をなして居り最深部であつたと云ふことなり。大和盆地の水が國府より石川と合流して此の附近を亂流し大和川の付替工事



後漸く耕地に化した様な次第にて地質も泥土の沈積層にて悪しく従つて盛土用土砂にも乏しく盛土工には一方ならぬ困難なる地方なり本施工に於ても盛土用土として普通田地

を買収して二米五〇位掘鑿して得た様な譯なるが或時には買収至難の關係上偶々水路の側近に此の用地を買求めたる時大洪水にて其の水路より一夜の中に大水浸入し既に深さは二米五〇或は三米も掘り下げたる土取場を大きな池に變じてしまひ之れを唧筒排出するに四日も要したと云ふ事實がある些細な事とは言ひ乍ら心得事であると思はる。又其の土たるや粘土質にして輾壓に一と困難を生じ一度雨に遭へば四日も輾壓の出來なき然も失業應急工事にて工期を急がれる等の苦しい板挟に陥つた事もある。

地質の不良を懸念して鋪裝基礎「コンクリート」は厚さ一五糎とし配合一、三、六の「セメント・コンクリート」に徑六糎の鐵筋を縱横各二〇糎間隔に天端より五糎の面に挿入せり。上層は五糎厚の「トペカ」式鋪裝をなす其の後取合道路の喇叭口の肩石、地下埋設物の人孔の縁石が基礎

の伸縮の爲めに壞されし箇所を散見したが修繕をなし其れ等の間に「アスファルト・モルタル」を詰めてから好成績を保つてゐる。

次に道路基面の決定につきて止むを得ざる不満足の點がある現在出來上りの基面は相當高過ぎる感を誰にも起さずが其の理由は斯ふ云ふ所に胚胎してゐるのです。此の附近は農耕用交通に舟航を利用し多くの小水路は總て舟航に適した頭空を要求する爲めに止むを得ず基面の高位を招來するものである是れとても出來得る限り水路の附替を行ひ要求者の説得に努め漸く今日の基面を得たのである諒とされ

たし。  
以上概括的工事の経過を記述したり其の總括表と施行の年度を記す。(次頁へ續く)

# 大阪住道線道路改築工事明細

## 一、工事區間延長幅員及構造

事業別 區間 延長 幅員 工種 摘要

都市計畫道路改良事業

自大阪市旭區蒲生町二七六ノ七  
至同 市同區鶴見町六四三ノ四

一八五・七<sup>米</sup>

三・八<sup>米</sup>

車道細粒式アスファルト舗装  
歩道コンクリートプロック舗装

幹線道路改良事業

自北河内町諸堤村大字横堤五ノ二  
至北河内郡古宮村大字濱一五ノ二

一七三・〇〇

一四・五〇〇

車道細粒式アスファルト舗装  
歩道場所打コンクリート舗装

同 右

自右終點  
至北河内郡住道町大字横山四ノ一

三四〇・八三

一一・〇〇〇

細粒式アスファルト舗装

計

七〇八・〇〇

内橋梁

今 福 大 橋

大阪市旭區今福町

三九・九三

三・八八

ゲルバー式鋼板桁橋

上部工ノミ

住 の 道 大 橋

北河内郡住道町大字横山

二二・九六

二・〇〇〇

I型鋼桁橋

## 二、事業費

事業別年度區間延長幅員豫算用地費補償費工事費事務費計摘要

都市計畫道路改良事業  
昭和七年  
自大阪市旭區蒲生町  
至同市同區鶴見町

一八〇〇・五<sup>千</sup>

六三・〇<sup>千</sup>

—

一〇、三七・九<sup>千</sup>

六六七・六<sup>千</sup>

一八、〇〇・五<sup>千</sup>

用地費ニ  
テ含ム

	八年度	米	一、八五五・七三・八八	米	三三三、三九〇・四二	六八、七四・三〇	一、二四〇、九九〇・三三	二四、〇〇九・九一	二三三、七四・三三
	九年度	米	一、八七五・七三・八八	米	三〇七、三九〇・〇〇	七六、二四・六六	一、二〇一、〇三三・五三	三三、四九九・〇六	三〇三、〇〇六・八四
計			一、八七五・七三・八八		六六〇、八五〇・〇〇	一四七、八〇一・五二	一、三三三、八六二・六三	五五、一四六・六〇	五五四、八〇九・七五
幹線道路	昭和七年度	自北河内郡設楽村橋至同郡古宮村安田	一、七三三・〇	一四・五	二六三、七六・〇〇	外 六、二七・五九	一、九七四・六二	二四一、七八・九二	二〇九九・七七
	八年度	自右線點至同郡南郷村赤井	二、四九・二	二一・〇	二五三、四四・〇〇	八、四八・四三	三、二六・〇八	一九〇、九八・八一	一五、三九四・五三
	九年度	自右線點至同郡住道町横山	四三三・六三	二一・〇	一〇八、五五・〇〇	四、八〇一・六六	一、五〇、六三・八一	八、一〇三・九一	一〇三、五七・六六
計			五、二二・八三		六六六、七五・〇〇	一三、五〇一・六五	一、四二一、七四三・三三	四、四九・五九	六五、七二・七五
合 計			七、〇八・〇〇		一、二八七、五〇〇・〇〇	二六、〇三四・八五	一、四三三、七〇七・八一	一、二四一、四九七・七四	一、二八二、五〇三・三三

一、竣功後の交通量

改修後交通量に幾何の變化が來したかと云ふことを知り  
たい然し乍ら昭和八年度の調査は舊道に於て施行したものであり新道に於てなせし昭和十一年度の調査とは適格なる比較材料となすことが出來ないが自動車交通量の比較なら

ば改修に依る交通量變化の狀態と斷定して差支なきものと信ずるが故に次に之れを表示せん日尙く淺く豫定の計畫迄工事が終了せざるに自動車交通の著しく増加せるに驚く。

### 自動車交通量比較表

調査年月	調査箇所	乗用	乗合	貨物	計
昭和八年	諸堤村徳庵	七 <small>臺</small>	一 <small>臺</small>	五八 <small>臺</small>	六六
六月十月平均	南郷村太子田	一四	〇	二七	四一
昭和十一年	諸堤村諸口	一〇四	〇	四一五	五一九
十一月	南郷村新田	六四	〇	三四〇	四〇四

#### 一、結語

以上本路線系統の使命と傾向を記す勇奮速に完成され阪奈の連絡に新機軸を開き文化の伸長と産業の發展に一日も早く寄與することあるを待つや切なり!!

## 都市農村の土木政策の推移 (二)

藤田 宗光

### (二) 水運の重要性

地方の中心地として發達し得る要素は多々あれども、先づ第一に廣大なる平野を有することではなければならぬ。地勢を概観するに山岳を水源として大小の河川があり其の下流は平野にして此處に都邑又は村落の存在するや蓋し必然

といはねばならぬ。されば大河川の流域は土地一般に肥沃にして日當りよく農業に適し、交通の便と農業の發達とのために住民多く集り且つ道路、鐵道、運河等を設くるに容易である。水深ある河川は水陸の便備はり交通運輸に至便なる爲めに商工業も漸次發達し都市の發生を齎らすに至つ